

野木町英語検定料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、英語検定の受験に要する検定料（以下「検定料」という。）に対し助成金を交付することにより、野木町立小中学校に在籍している児童生徒（以下「児童生徒」という。）の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「英語検定」とは、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による検定料助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、児童生徒の親権者、未成年後見人その他当該児童生徒を養育している者（以下「保護者」という。）とする。ただし、当該保護者が野木町外に住所を有する場合にあっては、当該保護者の住所地の市町村より助成金の交付を受けていない者に限る。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、当該年度に受験した検定級3級の検定料とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、検定料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 助成金の交付は、児童生徒1人につき野木町立小中学校に在学中に1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付申請をする保護者（以下「申請者」という。）は、英語検定料助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 検定料の領収書の写し又は検定料振替請求書兼受領書の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、当該年度の2月末日までに行うものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査の上、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、助成金を交付することに決定したときは英語検定料助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知し、助成金を支払うものとする。

(助成金交付の取消し)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、助成金の全額を取り消し、その者から返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。